

鳥取県選挙管理委員会告示第20号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日以後政治活動（選挙運動を含む。）のために、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年4月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
秋山宏樹後援会	田中 文海	植田 重政	八頭郡八頭町志谷781
板井隆後援会	持田 寛	三浦 敏人	西伯郡南部町能竹908
景山浩後援会	景山 浩	景山 浩	西伯郡南部町阿賀483
佐藤誠県政研究会	佐藤 誠	岡田 峯晴	日野郡江府町大字貝田350
佐藤誠後援会	岡田 京三	〃	〃
下村佳弘後援会	下村 佳弘	下村 益雄	鳥取市気高町土居45
瀬尾まなぶ後援会	日野 昇一	瀬尾 淳次	倉吉市関金町泰久寺169
竹内康紀後援会	森本 章	竹内 節子	八頭郡八頭町山志谷280
武田やすあき後援会	武田 恭明	武田 恭明	鳥取市鍛冶町28
平岡将光後援会	平岡 哲雄	藤田 重徳	東伯郡湯梨浜町大字方地575
宮田和也後援会	宮田 和也	宮田 勝利	日野郡日野町本郷795-1
森元つねお鳥取県後援会	鉄永 幸紀	山口 智敬	鳥取市湖山町南三丁目108-80
安江能規後援会	安江 能規	安江 ローデスネ ルリー	米子市淀江町淀江931-92